

学校法人北杜学園 仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 ガバナンス・コード 遵守状況点検報告書【令和6(2024)年度】

ガバナンス・コード	遵守状況	遵守内容
第1章 経営の安定性・継続性の確保		
1. 経営と教学の連携・協力		
(1) 本学園は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、本学の教育目的を明示します。 <確認項目> 1) 建学の精神を明示し、内外に周知する。 2) 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知する。	遵守	1) 仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学（以下、「本学」とします。）の建学の精神を明示し、本学 Web サイトにおいて内外に周知しています。 大学概要 仙台青葉学院 公式サイト (seiyogakuin.ac.jp) 2) 建学の精神に基づいた教育研究上の目的を明示し、本学 Web サイトにおいて内外に周知しています。 https://seiyogakuin.ac.jp/disclosure/
(2) 本学園は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させます。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わります。 <確認項目> 1) 学長等を理事として選任する。 2) 本学園は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努める。	遵守	1) 仙台青葉学院大学学長を理事として選任しています。 Syokitei R5.pdf https://seiyogakuin.ac.jp/president/ 2) 本学園は、学長が学校教育法に定める職務（第92条第3号 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。）を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備しています。 大学学則 Binran2024 University01 SeiyogakuinUniversity.pdf 短期大学学則 C-Syokitei-gakusoku.pdf 学校法人北杜学園 組織規程
2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容		
(1) 本学園は、安定した経営のために、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努めます。このため、法令に基づき、5年から7年毎に中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備します。 <確認項目> 1) 5年から7年毎に中期的な計画を策定する。 2) 中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織を確立する。 3) 中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整える。 4) 中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込む。	遵守	1) 「学校法人北杜学園 中期経営計画（2020.4～2027.3）」を策定しています。 2) 中期的な計画の策定及び進捗状況のチェックについて、評議員会及び理事会において審議等を行っています。 3) 中期的な計画の進捗状況を確認する際には、役員等から教職員までを含む評議員会及び理事会において幅広く意見を集約しています。 4) 「学校法人北杜学園 中期経営計画（2020.4～2027.3）」には、教学、人事、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいま

学校法人北杜学園 仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 ガバナンス・コード 遵守状況点検報告書【令和6(2024)年度】

ガバナンス・コード	遵守状況	遵守内容
5) 中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載する。		す。 5) 中期的な計画には、毎年度策定する事業報告書をふまえ、ビジョン、基本方針、重点目標を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえて策定しています。
3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方		
(1) 本学園は、法令遵守のための体制を整えます。 <確認項目> 1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備する。 2) 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設ける。 3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備する。 4) 本学の健全な運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備する。	遵守	1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備しています。「学校法人北杜学園 コンプライアンス推進規程」を新たに定め（令和7年4月1日施行）、コンプライアンス推進体制を明確にしました。 2) 文部科学省や各種団体が開催する最新の法令等を理解するための研修会（オンライン又は対面）を役職員に紹介し、参加を推奨しています。 3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備しています。私立学校法改正（令和7年4月1日施行）を受け、「学校法人北杜学園 公益通報に関する規程」を改正（令和7年4月1日施行）しました。 4) 本学の健全な運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備しています。 仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン 仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 人権侵害対策本部規程 仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 ハラスメント等人権侵害専門相談員規程
4. 地域貢献		
(1) 本学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステーク	遵守	1) 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関

ガバナンス・コード	遵守状況	遵守内容
ホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努めます。 ＜確認項目＞ 1) 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整える。 2) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施する。 3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整える。		係団体等のステークホルダーと連携しています。 <u>社会連携・公開講座 仙台青葉学院 公式サイト (seiyogakuin.ac.jp)</u> また、本学の取組みについて、3つのポリシーを踏まえた適切性にかかる点検・評価等にあたって、学外（地域社会や産業界等）の参画を得て客観的な視点を取り入れることを目的として、毎年度外部評価を受けています。外部評価の結果は本学合同運営協議会において共有し、また、いただいたご意見を本学自己点検・評価及び本学運営の参考としています。 在学生の意見を本学運営の参考とすべく、学長と学生との意見交換会（通称学長カフェ）を実施しています。令和5年度からは、学生からの要望を受けて年に複数回開催すること、「学生提案型」の学長カフェとすること、また、令和6年度からは大学・短期大学合同の学長カフェとすること等、改善を加えています。 その他、保護者会、ホームカミングデーの実施等により、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えています。 2) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施しています。 宮城県が開催する高大連携事業の公開講座を毎年度開設しています。令和6年度は、大学2学部、短期大学2学科、計13講座を開講しました。 学都仙台コンソーシアムが主催するサテライトキャンパス公開講座に毎年度出講しています。令和6年度は、2学科3教員が出講しました。 <u>社会連携・公開講座 仙台青葉学院 公式サイト (seiyogakuin.ac.jp)</u> 3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えるべく、学長裁量経費として「Seiyo-USR」を設け、平成29年度より毎年度実施しています。令和6年度は20件の申請があり、19件が採択されました。その活動の成果は、本学Webサイトにて公表します。 <u>社会連携・公開講座 仙台青葉学院 公式サイト</u> また、令和4年4月に学長が地域連携推進委員会を新設しました。3年目となる令和6年度の委員会目標として、学部・学科横断的なボランティア活動の

ガバナンス・コード	遵守状況	遵守内容
		取組の強化、学生ボランティアの活性化を図る仕組みづくりの検討、教員参加の活動環境の整備等を掲げ、活動しました。
第2章 自律的なガバナンス体制の確立		
1. 理事会機能の充実		
(1) 理事会は、本学園の最高意思決定機関であります。本学園全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行います。 <確認項目> 1) 理事会は、本学園の業務を決定し、理事の職務執行を監督する。 2) 理事会は理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営する。 3) 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をする。 4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たす。 5) 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整える。 6) 理事に対し、研修や情報提供の機会を設ける。	遵守	1) 理事会は、本学園の業務を決定し、理事の職務執行を監督しています。「学校法人北杜学園 理事会規程」を新たに定め（令和7年4月1日施行）、理事会の職務権限を明示しました。 2) 理事会は理事長が招集しています。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題ごとに書面による意思表示を得るなど、適切に理事会を運営しています。 3) 「学校法人北杜学園 寄附行為」を改正し（令和7年4月1日施行）、また、「学校法人北杜学園 理事職務権限規程」を新たに定め（令和7年4月1日施行）、業務執行理事及び業務執行理事による理事会への報告について明示しました。 4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たします。「学校法人北杜学園 理事会規程」を新たに定め（令和7年4月1日施行）、理事会の職務権限を明示しました。 5) 外部理事を2名置き、理事会等において意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えています。 6) 理事に対し、文部科学省や関係団体が主催する研修会（オンライン又は対面）を紹介し、受講を推奨し、また、理事会等において理事相互に情報提供を行っています。
(2) 理事長は、本学園を代表し、本学園の業務を総理します。副理事長は、寄附行為で定めるところにより、本学園を代表し、理事長を補佐して学校	遵守	1) 理事長は、本学園を代表し、その業務を総理します。

学校法人北杜学園 仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 ガバナンス・コード 遵守状況点検報告書【令和6(2024)年度】

ガバナンス・コード	遵守状況	遵守内容
法人の職務を掌理します。 <確認項目> 1) 理事長は、本学園を代表し、その業務を総理する。 2) 理事長の代理権限順位を明確に定める。 3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本学園のため忠実にその職務を行う。 4) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解する。 5) 理事は、本学園と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行う。		2) 現行の寄附行為において、理事長の代理権限順位を明確に定めています。 3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本学園のため忠実にその職務を行っています。「学校法人北杜学園 コンプライアンス推進規程」を新たに定め（令和7年4月1日施行）、役職員の責務について明示しました。 4) 理事は、私立学校法に則り、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。 5) 理事は、本学園と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っています。
(3) 理事の選任は、私立学校法及び本学園の寄附行為の定めるところによります。 <確認項目> 1) 寄附行為に定める人数の理事を置く。また欠員が出た場合は速やかに補充する。 2) 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任する。 ① 仙台青葉学院大学学長 ② 仙台青葉学院短期大学学長または設置する専門学校の長のうちから理事会で選任した者 ③ 評議員のうちから理事会において選任した者 ④ 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務しない。 4) 理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務しない。 5) 理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれない。 6) 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定める。 7) 外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任するよう努める。	遵守	1) 寄附行為に定める人数の理事を置いています。令和6年度は欠員は生じませんでしたが、欠員が生じた場合は速やかに補充の手続きを行います。 2) 「学校法人北杜学園 寄附行為」に定める理事の選任条項に従い、適切に選任しています。「学校法人北杜学園 寄附行為」（令和7年4月1日施行）に規定する私立学校法の経過措置として、現在の理事の任期の終期を、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長しています。 3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していないことを、理事長の改選時等に確認しています。 4) 理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務しないことを、理事の改選時等に確認しています。 5) 理事には、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれないことを、理事の改選時等に確認しています。 6) 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めています。

ガバナンス・コード	遵守状況	遵守内容
		7) 外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2名選任しています。
2. 監事機能の充実		
(1) 監事は本学園の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために監事の職務の周知を徹底するとともに、本学園としても適切な監査体制を整えます。 <確認項目> 1) 監事は、本学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出する。 2) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解する。 3) 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解する。 4) 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べる。 5) 監事に対し、研修や情報提供の機会を設ける。	遵守	1) 監事は、本学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しています。 2) 監事は、私立学校法に則り、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。 3) 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解しています。 4) 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べています。 5) 監事に対し、文部科学省や関係団体が主催する研修会（オンライン又は対面）を紹介し、受講を推奨し、また、理事会等において相互に情報提供を行っています。
(2) 監事の選任は、私立学校法及び本学園の寄附行為の定めるところによります。 <確認項目> 1) 監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づく。 2) 監事を2人以上置く。 3) 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務しない。 4) 監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれない。 5) 監事は、本学園の理事、評議員又は職員を兼務しない。	遵守	1) 現行の寄附行為に則り、監事の選任について、評議員会の同意に基づいています。 2) 監事を2名置いています。「学校法人北杜学園 寄附行為」（令和7年4月1日施行）に規定する私立学校法の経過措置として、現在の監事の任期の終期を、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長しています。 3) 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していないことを監事の改選時等に確認しています。 4) 監事には、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を

ガバナンス・コード	遵守状況	遵守内容
		超えて含まれないことを監事の改選時等に確認しています。 5) 監事は、本学園の理事、評議員又は職員を兼務していません。
3. 評議員会機能の充実		
(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行います。 <確認項目> 1) 次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴く。 ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分 ④役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準 ⑤寄附行為の変更 ⑥合併 ⑦目的たる事業の成功の不能による解散 ⑧収益事業に関する重要事項 ⑨その他本学園の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	遵守	1) 次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴きます。 ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分 ④役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準 ⑤寄附行為の変更 ⑥合併 ⑦目的たる事業の成功の不能による解散 ⑧収益事業に関する重要事項 ⑨その他本学園の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たします。 <確認項目> 1) 評議員会は、本学園の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることを寄附行為に明記し、周知する。 2) 評議員に対し、研修や情報提供の機会を設ける。	遵守	1) 評議員会は、本学園の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることを寄附行為に明記し、周知しています。 2) 評議員に対し、文部科学省や関係団体が主催する研修会（オンライン又は対面）を紹介し、受講を推奨し、また、評議員会等において相互に情報提供を行っています。

学校法人北杜学園 仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 ガバナンス・コード 遵守状況点検報告書【令和6(2024)年度】

ガバナンス・コード	遵守状況	遵守内容
(3) 評議員の選任は、私立学校法及び本学園の寄附行為の定めるところによります。 <確認項目> 1) 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任する。 ①本学園の職員のうちから、理事会において選任した者 ②本学園の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 ③学識経験者のうちから、理事会において選任した者 2) 本学園の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努める。 3) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任する。また、欠員が出た場合は、速やかに補充する。	遵守	1) 「学校法人北杜学園 寄附行為」に定める評議員の選任条項に従い、適切に選任しています。「学校法人北杜学園 寄附行為」(令和7年4月1日施行)に規定する私立学校法の経過措置として、現在の評議員の任期の終期を、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長しています。 2) 評議員の選任に際しては、本学園の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めています。 3) 評議員は、現行の寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数(理事現員数8名、評議員現員数17名)を選任しています。欠員が出た場合は速やかに補充しますが、令和6年度中に欠員は生じませんでした。
第3章 教学ガバナンスの充実		
1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実		
(1) 本学は、建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げる。また、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学修成果、3つのポリシー(アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー)を定め、周知します。 <確認項目> 1) 学修成果を明示し、内外に周知する。 2) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明示し、内外に周知する。	遵守	1) 学修成果を明示し、内外に周知しています。 大学・短期大学 ディプロマ・ポリシー https://seiyogakuin.ac.jp/disclosure/ 2) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明示し、内外に周知しています。 大学・短期大学 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー https://seiyogakuin.ac.jp/disclosure/
(2) 本学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させます。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定します。 <確認項目> 1) 7年以内毎に1回認証評価を受け、適格の評価を受ける。	遵守	1) 7年以内毎に1回認証評価を受け、適格の評価を受けています。 平成21年度に開学した仙台青葉学院短期大学においては、平成27年度に一般財団短期大学基準協会より適格の評価を、令和4年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会より適格の評価を受けています。 令和6年度に開学した仙台青葉学院大学においては、令和12年度までに認証

ガバナンス・コード	遵守状況	遵守内容
2) 定期的に自己点検・評価を行う。 3) 本学園の中期的な計画のうち、本学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載する。		評価を受審する計画です。 2) 本学では、毎年度、自己点検・評価を行い、報告書を作成し、公表しています。 自己点検・評価に際しては、学外（地域社会や産業界等）の参画を得て客観的な視点を取り入れることを目的として、毎年度外部評価を受けています。併せて、在学生の意見を本学運営の参考とすべく、学長と学生との意見交換会（通称学長カフェ）を実施しています。 3) 本学園の中期的な計画のうち、本学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載します。
2. 学長のリーダーシップと運営組織の充実		
(1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割とします。本学の教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって本学の向上・充実に寄与するものです。 <確認項目> 1) 本学園が定める規則等に基づき、学長に的確な人材を選任する。 2) 学長は、建学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努める。	遵守	1) 「仙台青葉学院大学 学長選任規程」、「仙台青葉学院短期大学 学長選任規程」に則り、本学学長に的確な人材を選任しています。 2) 本学学長は、建学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした運営に努めています。
(2) 学長が的確な判断をするためには、運営組織の確立が必要不可欠です。本学の向上・充実のために、学長の補佐体制と、運営協議会及び教授会をはじめとする運営組織を整えます。 <確認項目> 1) 本学には学長のほか、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置く。 2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了 ②学位の授与	遵守	1) 本学には学長のほか、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員等を、法令及び本学園諸規程に基づき、適切な運営体制のもとに置いています。 2) 学長が的確な判断をするための補佐体制として、本学に副学長等を置き、また運営組織として、運営協議会、代議員会及び教授会を置いています。令和6年4月の大学開学に伴い、大学・短期大学がそれぞれに設置する組織、合同で設置する組織を整理し、その根拠となる規程を整備しました。本学諸規程に基づき設置される運営組織において、学長の決定に当たり意見を述べています。

ガバナンス・コード	遵守状況	遵守内容
③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの		
3. 教職員の資質向上		
(1) 本学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要です。そのため、本学は、教職員の資質向上に努めます。 <確認項目> 1) 教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行する。 2) 事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行する。 3) 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制を整備する。	遵守	1) 「仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 FD・SD委員会規程」を整備し、教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を行っています。 2) 「仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 FD・SD委員会規程」を整備し、事務職員のほか、教員や学長等の大学執行部等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動を行っています。 3) 組織の活性化を図るため、「仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 FD・SD委員会規程」を整備し、FD活動とSD活動を教職協働により行っています。
第4章 情報の公開と公表		
1. 情報公開と発信		
(1) 本学園は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成します。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後3か月以内にそれらを閲覧できるようにします。 <確認項目> 1) 本学園は、法令に基づき、下記の情報を公開する。 ①財産目録 ②貸借対照表 ③収支計算書 ④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの） ⑤監事による監査報告書 ⑥役員等名簿 ⑦寄附行為 ⑧役員報酬の基準	遵守	1) 本学園は、法令に基づき、下記の情報を公開しています。 ①財産目録 ②貸借対照表 ③収支計算書 ④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの） ⑤監事による監査報告書 ⑥役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。） ⑦寄附行為 ⑧役員報酬の基準 2) 1) の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしています。

学校法人北杜学園 仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 ガバナンス・コード 遵守状況点検報告書【令和6(2024)年度】

ガバナンス・コード	遵守状況	遵守内容
2) 1) の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにする。 3) 本学園は、法令に基づき、1) の内容を公表する。 4) 本学園が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行う。		3) 本学園は、法令に基づき、1) の内容を公表しています。 情報公開 北杜学園 概要 学校法人 北杜学園 (hokuto.ac.jp) 4) 本学園の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の情報について、所轄官庁へ届け出るとともに、請求があった場合は閲覧に供しています。
(2) 本学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表します。 <確認項目> 1) 本学は、下記の情報を公表する。 ①本学の教育研究上の目的及び i) 卒業認定・学位授与の方針、ii) 教育課程編成・実施の方針、iii) 入学者受入れの方針 ②教育研究上の基本組織 ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等 ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑧授業料、入学料その他本学が徴収する費用 ⑨本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	遵守	1) 本学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、下記の情報を公表しています。 ①本学の教育研究上の目的及び i) ディプロマ・ポリシー、ii) カリキュラム・ポリシー、iii) アドミッション・ポリシー ②教育研究上の基本組織 ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等 ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑧授業料、入学料その他本学が徴収する費用 ⑨本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 情報公開 仙台青葉学院 公式サイト